

# 東日本大震災復興におけるファンドの取組

松尾 順介

はじめに

二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災は、死者一万五八八三人、行方不明者二六七六人、震災関連死二六八八人、合計二万一二四七人、建物の全壊二万六四五八戸、半壊二七万二一九一戸、一部破壊七四万一六八四戸の被害を発生させ、その被害総額は、内閣府の公表資料によると、建築物等約一〇兆四〇〇〇億円、ライ  
フライン施設約一兆三〇〇〇億円、社会基盤施設約二兆二〇〇〇億円、農林水産関係約一兆九〇〇〇億円、その他（文教、保険医療、福祉関係施設等）約一兆一〇〇〇億円、総計一六兆九〇〇〇億円と推計されている（ただし、ここには原発関連の被害額は含まれていない<sup>(2)</sup>）。

震災後の復興・復旧については、今なお二九万八〇三三名が避難を余儀なくされる一方、復興まちづくりは、防災集団移転促進事業の想定三二八地区のうち、工事中工一〇六地区、土地区画整理事業想定五九地区のうち、工事中工三一地区、災害公営住宅整備事業想定二万戸以上のうち、工事中工二一五二戸となっており、再建の遅れが指摘されている<sup>(5)</sup>。また、放射性物質の除染は、福島県の公共施設については、約六割（福島県外の公園・スポーツ施設約八割）となっているが、住宅について約二割（福島県外約三割）という状況である<sup>(6)</sup>。さらに、福島原発事故については、政府の「収束宣言」<sup>(7)</sup>にもかかわらず、出口が見えない状況である。

その一方で、被災地においては、復興に向けた様々な構想が提示され、取組も行われている。例えば、福島県

では、大規模洋上風力発電のプロジェクト（福島沖）やスマートコミュニティ構想事業（会津若松）が始動するとともに、各種の太陽光発電事業も始まっている。また、震災復興に向けた支援機構やファンドが設立され、金融面からの支援体制の整備も進められている。現在、これらの機構やファンドは、かなり多数設立されているものの、その現状は必ずしもわかりやすいものではなく、その役割も判然としない。

そこで、本稿では、震災以降に事業の復旧・復興を目的として設立された各種機構やファンドについて、その目的や役割について整理し、これらが復旧・復興に果たす役割を考察し、復旧・復興における金融スキームの課題を検討する。

## 1 政府の取組

### (1) 東日本大震災事業者再生支援機構

政府は、震災後の六月一七日「二重債務問題への対応方針」を取りまとめた<sup>(8)</sup>。それによると、二重債務問題への対応を、中小企業及び農林水産業等向け、個人住宅ローン向け、金融機関向けに分類し、それぞれ旧債務と新債務に分けて政策的な取組を導入することが必要であるとされている。このうち中小企業及び農林水産業等向けの対応として、旧債務整理プロセスの拡充・強化が挙げられ、具体的には、①中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口体制の拡充、②「中小企業再生ファンド」の新設による出資・債権買取などによる支援が提示された。このファンドは、中小企業基盤整備機構や民間金融機関が出資する「中小企業再生ファンド」で、新たに岩手県、宮城県などの被災県に設立され、過剰債務を抱えているが、事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取、DESを含めた支援を実施していくものとされた。この方針に基づき、当時の与党・民主党は、現行法

のもとで新機構を設立する方針を示したが、当時の野党（自民、公明等）は、あくまでも立法措置による公的機関の新設を主張したため、与野党間の合意が得られなかった。その結果、政府は中小企業基盤整備機構と金融機関が出資して、債権買取を行う産業復興機構（後述）を設立する一方、自民、公明およびたちあがれ日本・新党改革は「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案」を議決し、参議院で審議・修正の後、野党の賛成多数で可決され、衆議院に送られた。衆議院では継続審議となったものの、民主、自民、公明の間で、いわゆる「三党合意」<sup>(10)</sup>が成立し、二〇一一年一月二日に可決、同二八日に公布された。<sup>(11)</sup> 同法に基づき、二〇一二年二月二日に設立された。

東日本大震災事業者再生支援機構（以下、震災支援機構）は、東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする株式会社であり、その株主は、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構である。また、その資金調達は、金融機関等からの政府保証付きの借入金であり、入札方式により実施される。

具体的な支援は、下の図表1-1のスキームの通り、事業者に対して①事業再生計画づくり支援、②旧債務整理・調整、③事業再生支援を行う。このうち旧債務の整理・調整については、商事債権を除き、金融機関保有債権の買取が中心となる。なお、買取価格は、支援決定に係る事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援開始後の対象事業者の経営状態の見通し、当該債権の担保目的財産の価格の見通し等を検案した適正な時価を上回ってはならないとされる。また、債権買取以外の支援としては、DDSを積極的に活用している。具体的には、当該債権の劣後化、リスケジュール、資本金借入金への変更である。なお、DESの案件はない。また、事業再

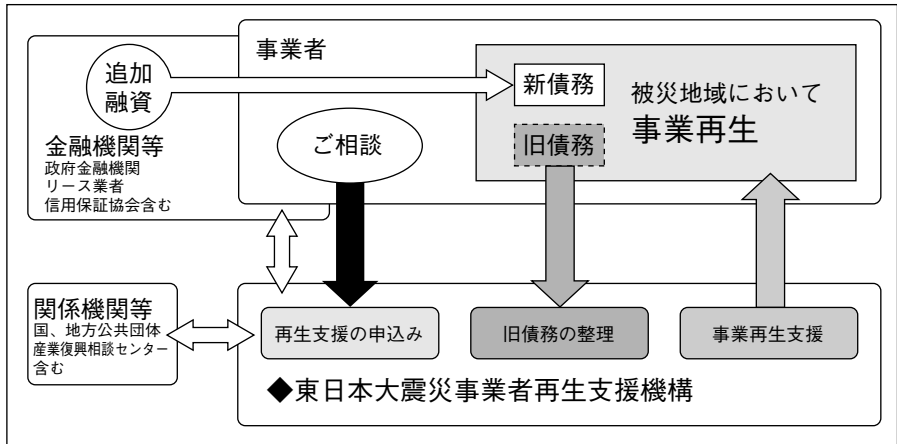
生支援については、金融機関から新規融資を行うにあたり必要とされる場合は、震災支援機構が八〇%を上限として保証を行う場合がある。さらに、件数は少ないが出資を行う場合もある（二〇一三年八月末現在、四件四〇億円）。

震災支援機構による支援件数は、図表1―2に示された通りである。現在、累計の支援決定件数は、二四三件、うち岩手七三件、宮城一一七件、福島一七件、青森一九件、茨城五、その他一二二件であり、買取対象債権の元本総額は四四〇億円となっている。

## (2) 産業復興機構

前述の政府方針「二重債務問題への対応方針」に基づき、地元金融機関・県・経済産業省所管の中小企業基盤整備機構は被災各県に産業復興機構を設立した<sup>(12)</sup>。同機構は、二〇一一年一月一日に岩手県で第一号が設立された後、茨城、宮城、

図表1―1 東日本大震災事業者再生支援機構の支援の手法



### 再生支援の申込み

- ・事業再生計画書
- ・金融機関等の追加融資等の対応を約束した書面

### 旧債務の整理

- ・債権の買取り等
- ・支払猶予・利子の減免
- ・債務の株式化 (DES)
- ・劣後債権化 (DDS)
- ・債務免除

### 事業再生支援

- ・つなぎ融資等
- ・出資
- ・債務の保証
- ・専門家の派遣・助言

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構HP、[http://www.shien-kiko.co.jp/pdf/20130419shien-kiko\\_description.pdf](http://www.shien-kiko.co.jp/pdf/20130419shien-kiko_description.pdf)

図表 1 — 2 東日本大震災事業者支援機構の活動状況

	相談受付・作業状況				支援手段分類							債権買取価格		債務免除	出資	支援後予定 雇用者数					
	①制度に関 する質問等 で説明や助 言等で終了 しているも の	②支援に関 する相談に 入っている が待機中の もの	③事業者や 金融機関と 具体的な協 議を行って いるもの	④支援決定 に向けた取 組を行っている もの	⑤支援決定 を行ったも の	⑥のうち買 取決定を行 ったもの	債権 劣後化 買取 (DDS)	債権 一部買 取 債務免除	保証 出資	対象額 (億円)	1億円 未満 (件)	1億円 以上 10億円 未満 (件)	10億円 以上 (件)	総額 (億円)	金額 (予定額を 含む)						
2012年6月2日	381	135	115	101	26																
2012年9月末	646	230	213	75	91	37	10	35	20	13	n.a	8	1	136	23	11	1	1,250			
2012年2月末	873	324	284	52	109	104	51	100	n.a	n.a	n.a	47	2	206	79	20	1	64	1,800		
2013年3月末	1,087	440	269	75	136	167	108	160	n.a	n.a	n.a	77	30	4	283	130	29	1	87	40	2,600
2013年6月末	1,306	532	268	114	179	213	184	199	n.a	n.a	n.a	95	47	4	335	160	38	1	110	40	4,100
2013年8月末	1,423	581	251	127	221	243	211	n.a	n.a	n.a	n.a	440	4	440	n.a	n.a	n.a	148		40	n.a

(出所) 東日本大震災事業者支援機構「活動状況報告」をもとに集計。 <http://www.shien-kikko.co.jp/publications.html>

福島、千葉の各県に設立された（図表1—3参照）。これら各県の産業復興機構は、中小企業基盤整備機構の出資を八割とし、地元金融機関や自治体等の出資を二割としている。これらの復興機構の目的は、各県内の事業者が被災前から負っていた債権を買い取ることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援することとされている。

案件の流れは、被災企業が各県に設置された産業復興相談センターに相談することから始まり、産業復興相談センターが債権買取を支援することが適当であると判断した場合は、同センターの債権買取支援業務部門が金融機関と調整を行った上で、必要に応じて事業計画作成の支援を行い、買取価格を試算した上で、同機構に対して

図表 1—3 各県の産業復興機構

県名	組合名	出資約束金額	無限責任組合員	有限责任組合員	設立	存続期間	投資期間	注
岩手	岩手産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：岩手産業復興機構)	設立時100.1億円 (進捗に応じて当面500億円程度を想定)	東北みらいキヤピタル株式会社	(独) 中小企業基盤整備機構80億円 岩手中小事業者支援投資事業組合20.1億円 (注)	2011年11月11日	12年 (組合員の上り3年延長可能)	2年2ヵ月 (組合員の同意による)1年延長可能)	(独)岩手銀行、(独)東北日本銀行、宮古信用金庫、岩手県が出資する任意組合
茨城	茨城県産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：茨城産業復興機構)	設立時50億円 (進捗に応じて当面100億円程度を想定)	いばらきクリエイト株式会社	(独) 中小企業基盤整備機構40億円 茨城県5千万円 いばらきクリエイト株式会社1千万円 いばらきエクレイテイ有限公司9億4千万円 (注)	2011年11月30日	12年 (組合員の上り3年延長可能)	2年 (組合員の同意による)延長可能)	(独)常陽銀行、(独)筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合が出資する匿名組合
宮城	宮城産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：宮城産業復興機構)	設立時100.1億円	東北みらいキヤピタル株式会社	(独) 中小企業基盤整備機構80億円 (宮城県5億円 県内金融機関合計15.1億円 (出資金融機関：七十七銀行、仙台銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、仙南信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用組合、気仙沼信用金庫、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合)	2011年12月27日	12年 (組合員の上り3年延長可能)	2年 (組合員の同意による)1年延長可能)	
福島	福島産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：福島産業復興機構)	設立時100億円	福島リカパリ株式会社	(独) 中小企業基盤整備機構1,600百万円 福島県500百万円 県内金融機関合計1,490百万円 (出資金融機関：東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島信用金庫、二本松信用金庫、郡山信用金庫、須賀川信用金庫、白河信用金庫、会津信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、会津商工信用組合、福島県商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合)	2011年12月28日	12年 (組合員の上り3年延長可能)	3年 (組合員の同意による)1年延長可能)	
千葉	千葉産業復興機構投資事業有限責任組合 (通称：千葉産業復興機構)	20.1億円	株式会社千葉リパータル(注)	(独) 中小企業基盤整備機構1,600百万円 千葉県38百万円 県内金融機関合計362百万円 (出資金融機関：㈱千葉銀行、㈱千葉興業銀行、(独)京葉銀行、千葉信用金庫、鎌山信用金庫、房総信用金庫、銚子館工信用組合、君津信用組合)	2012年3月28日	12年 (組合員の上り3年延長可能)	2年 (組合員の同意による)1年延長可能)	株式会社千葉リパータル(株式会社イチャ・パータル100%子会社)

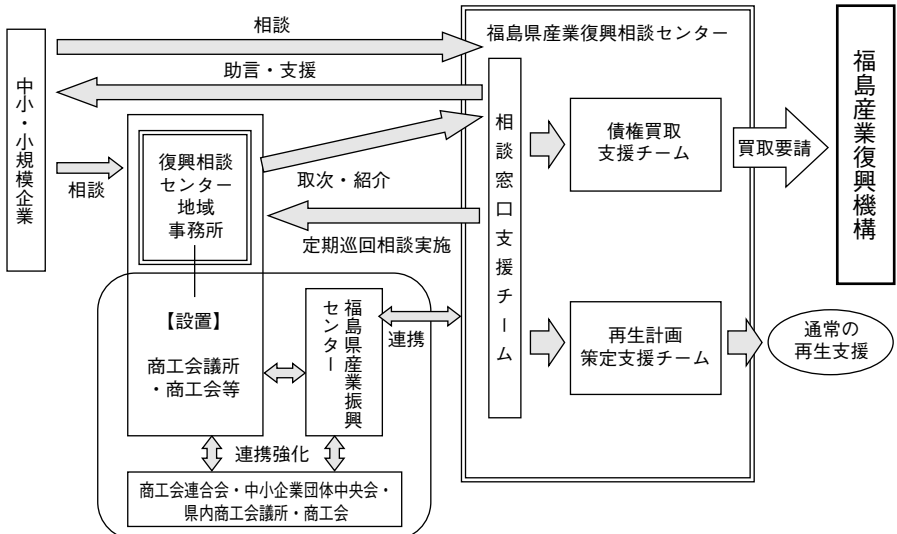
(資料) 中小企業基盤整備機構HPの各アドレスリソースによる。

債権買取の要請を行う。これを受けて同機構は、当該事業者の事業計画や買取価格等の妥当性を判断し、買取の決定を行う（図表1―4参照）。買取価格は、原則として震災前過去三期分のキャッシュフローに基づいた事業計画により算定される。買取後の事業者に対するモニタリングは、ファンドの無限責任組合員と金融機関によって行われる。

なお、産業復興相談センターおよび同機構の現状は、図表1―5の通りである。

ところで、前述のように、震災後の政府の取組として、震災支援機構と産業復興機構が設立されたが、そのすみ分けについては、先の「三党合意」に基づき、東日本大震災事業者再生支援機構法案に対する附帯決議において、①各県の産業復興機構は各県が実情に応じて支援対象を決めており、その整理を尊重する、②震災支援機構の債権（リース債権及び信用保証協会等の求償債権を含む）の買取業務の対象は、各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとする、③小規模事業

図表1―4 産業復興相談センターと産業復興機構の支援の手法（福島事例）



(出所) 中小企業庁「福島県産業復興相談センターの概要」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/download/111124FukushimaFukkou-0.pdf>

図表 1-5 産業復興相談センター及び産業復興機構の活動状況

相談受付 案件数	うち対応 終了				助言・記 明等で 終了		震災支援 機構へ 引継		通常の再 生支援へ 移行		金融機関等 による金融 支援の合意		うち買取 決定		うち対応 中のもの		窓口相談 継続中		買取に向 け検討中		債権買取 決定件数												
	1,488	1,199	908	114	34	143	48	289	205	84	48	25	18	3	1	1	1,788	1,470	1,105	135	49	181	67	298	185	113	67	32	24	8	2	1	
2012年9月28日	1,488	1,199	908	114	34	143	48	289	205	84	48	25	18	3	1	1	2012年12月21日	1,788	1,470	1,105	135	49	181	67	298	185	113	67	32	24	8	2	1
2013年3月29日	2,043	1,773	1,332	143	19	279	105	270	142	128	105	50	38	10	4	3	2013年6月28日	2,290	2,064	1,560	156	26	322	137	226	110	116	137	63	44	16	8	6
2013年8月30日	2,419	2,207	1,650	165	28	364	163	212	109	103	163	71	56	20	9	7																	

(出所) 中小企業庁「産業復興相談センターの相談受付状況」より作成。 <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/soudan/>

者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とする、④各県の産業復興機構と相互補完しつつ、支援の拡充を図るものとされている。

復興相談センターは、経営相談や融資の相談など、各種の相談に応じており、復興相談センターの相談案件のうち、債権買取の対応が必要な案件であって、審査の過程で産業復興機構での対応が難しいと判断された場合、事業者の了解を得た上で、震災支援機構に引き継がれることになる。その際、引継ぎには時間がかかり、連携には難しい面があるという指摘もあるが、現場の担当者はできるだけ早期に引継ぎがなされるよう配慮していることである。<sup>13)</sup>

## 2 自治体の取組

被災自治体のファンド関係の取組としては、例えば福島県の場合、ふくしま産業応援ファンド、ふくしま農商



工連携ファンドがある。ただし、これらは大震災以前からの取組であるとともに、ファンドというものの助成事業と位置付けられる。ふくしま産業応援ファンドは、基金総額最大五〇億円で、基金の管理運営者は、財団法人福島県産業振興センターである。同センターが基金を長期国債や地方債で運用（期間一〇年、想定利率一・四％程度）し、その運用益七〇〇万円程度（想定）から助成対象事業に対して助成金を交付する。この基金の原資は、中小企業基盤整備機構からの貸付四〇億円（無利子）、県負担分一〇〇〇万円、福島県産業振興センター九億九〇〇万円であり、助成対象は、有識者、金融機関、中小機構、県等で構成する「審査委員会」において選定され、他の支援機関との連携のもと、初期の相談から助成後のフォローアップに至るまで、一貫した支援を行う。助成限度額は一〇〇〇万円以内、助成対象事業は、製造業集積活用型事業、地域資源活用型事業、中小企業育成支援事業である。<sup>14</sup>また、ふくしま農商工連携ファンドも同様に助成金事業であり、二五億円の基金の原資は、中小企業基盤整備機構の貸付二〇億円（無利子）、県負担分一〇〇〇万円、金融機関等の貸付四億九〇〇〇万円であり、助成限度額は三〇〇万円以内、助成対象事業は、農商工連携創出事業および農商工連携支援機関による支援事業である。<sup>15</sup>したがって、資金を投融資するファンドとは異なるものであり、その意味では、自治体主導による震災復興関連のファンド組成はあまり見られない。

### 3 官民による取組

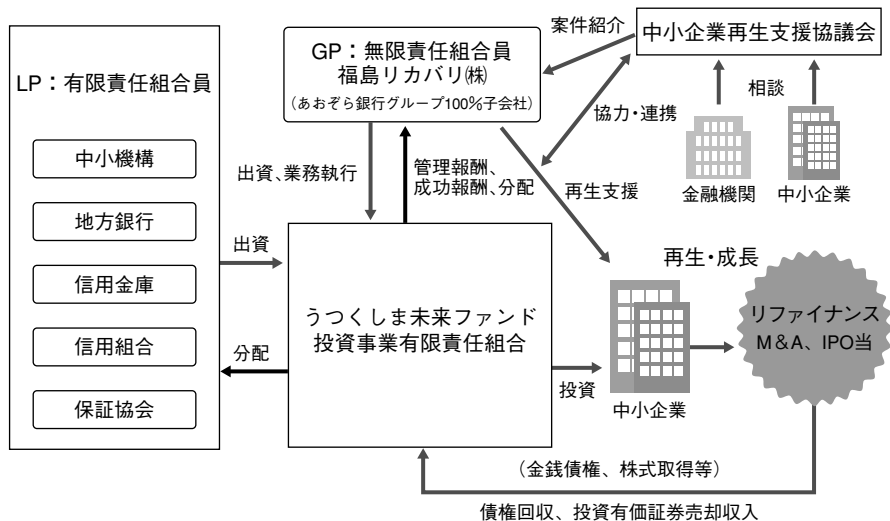
官民連携による取組としては、中小企業基盤整備機構と民間金融機関や投資ファンドと連携した取り組みが挙げられる。

(1) うつくしま未来ファンド

うつくしま未来ファンドは、二〇一〇年五月二四日、中小企業再生ファンドとして福島県に設立された<sup>(16)</sup>。同ファンドの出資は、総額三〇億円であり、中小企業基盤整備機構（一五億円）、東邦銀行（約九億円）、福島銀行（二億円）など福島県下の一〇金融機関及び福島県信用保証協会である。その運営は、あおぞら銀行グループ傘下の福島リカバリ株式会社である。投資手法は、債権買取、出資等である。これにより、企業の債務を軽減し、再生を支援する。また、支援対象の企業は、二〇社程度を予定しており、福島県の中小企業再生支援協議会で再生計画策定支援を受けた社など、雇用の維持に寄与する中小企業を対象とする。出資期間は七年である（ただし、三年を超えない範囲で延長することもある<sup>(17)</sup>）。ファンドのスキームは、以下のとおりである。

なお、同ファンドの投融资・買取実績は、五件九億五七〇〇万円（二〇一二年六月二五日現在）であり、ここには震災による被災企業も含まれている<sup>(18)</sup>。

図表 3-1 うつくしま未来ファンドのスキーム



(出所) あおぞら銀行「東北地域初の中小企業再生官民ファンド「うつくしま未来ファンド」の組成について」、2010年5月24日、[http://www.aozorabank.co.jp/about/newsrelease/2010/article/10052401\\_n.html](http://www.aozorabank.co.jp/about/newsrelease/2010/article/10052401_n.html)

(2) 東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合

東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合は、二〇一二年一月三十一日に設立された。ファンドの目的は、被災地域の未上場企業に対する機動的なリスクマネーの供給（エクイティ投資）を通じて、被災からの復旧・復興、新事業展開、転業、事業の再編、承継等、又は起業によって新たな成長・発展を目指す企業を積極的に支援することにより、より早期の被災地域の復興と持続的発展に貢献することである。前述のうつくしま未来ファンドが中小企業再生ファンドであるのに対し、同ファンドは中小企業成長ファンドに位置づけられている。当初のファンドの出資額は、設立時七〇億円であり、中小企業基盤整備機構（三五億円）のほか、七十七銀行、岩手銀行が有限責任組合員として出資したが、その後東邦銀行なども出資し、現在総額八八億円（中小機構は四億円）となっている。ファンドの運営は、大和証券グループの大和企業投資株式会社である。投資対象は、東北六県と茨城県に本店又は主要な事業拠点を置き（または主要な事業拠点を置く計画があり）、当該地域での雇用維持・拡大・創出が見込まれる未上場企業である。組合期間は一二年である（必要があれば最長三年以内の延長を行うこともある<sup>(19)</sup>）。ファンドのスキームは、以下のとおりである。

なお、同ファンドの案件として、マルヤ五洋水産（本社、宮城県本吉郡南三陸町）に対する転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）および種類株式（優先株式）による投資および富士工業（本社、岩手県下閉伊郡）に対する転換社債型新株予約権付社債による投資が公表されている<sup>(20)</sup>。

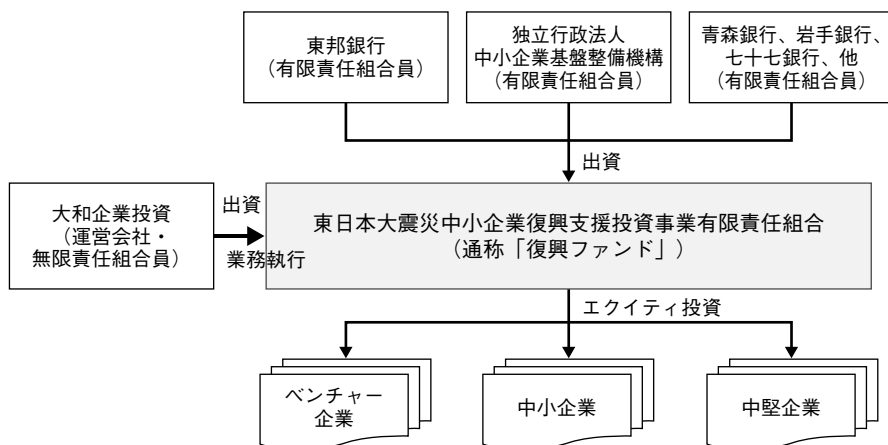
(3) ふくしま地域産業六次化復興投資事業有限責任組合

ふくしま地域産業六次化復興投資事業有限責任組合（ふくしま地域産業六次化復興ファンド）は、福島県の農

林水産業の復興を目指し、農林漁業者の所得の向上と地域産業としての雇用創出に寄与する事業を育成する地域産業六次化を推進するため、県、地域金融機関等が連携協力のもと、二〇一三年四月三〇日に設立された。ファンドの資金規模は、二〇億円、出資者は福島県二億円のほか、東邦銀行四億円、みずほコーポレート銀行二・五億円、大東銀行〇・五億円、福島銀行〇・五億円、福島信用金庫〇・一億円、いわき信用組合〇・一億円、相双信用組合〇・一億円、福島リカバリ〇・二億円が出資した。ファンドの運営者は、あおぞら銀行グループ傘下の福島リカバリである。また、ファンドは、新たに創業する六次産業化事業体（合弁事業体）の資本金として出資し、福島の復興を牽引する将来性のある事業を積極的に支援する。ファンドの存続期間は一五年間である。<sup>21</sup> 同ファンドのスキームは、図表3-3のとおりである。

なお、投資対象としての要件は、①農林漁業者と二次・三次産業の事業者（パートナー企業）が六次産業化事業に取り組み、共同で出資された事業者であること、②農林漁業者の主体性が確保されている（農林漁業者の議決権がパートナー企業出資分

図表 3-2 東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合のスキーム



(出所) 東邦銀行「東日本大震災中小企業復興支援ファンドへの出資について」2012年6月29日、  
<http://www.tohobank.co.jp/release/date/24-0629-2.html>

を超えている) 事業者であること、③「六次産業化・地産地消法」の計画認定の取得をしていることとなっており、同ファンドが五〇%を上限として出資するが、農林漁業者の出資は、パートナー企業の出資を上回っていないければならないため、農林漁業者の出資は二五%を上回ることになる。したがって、ある程度規模な農林漁業者が対象となるという指摘がある。<sup>(22)</sup>

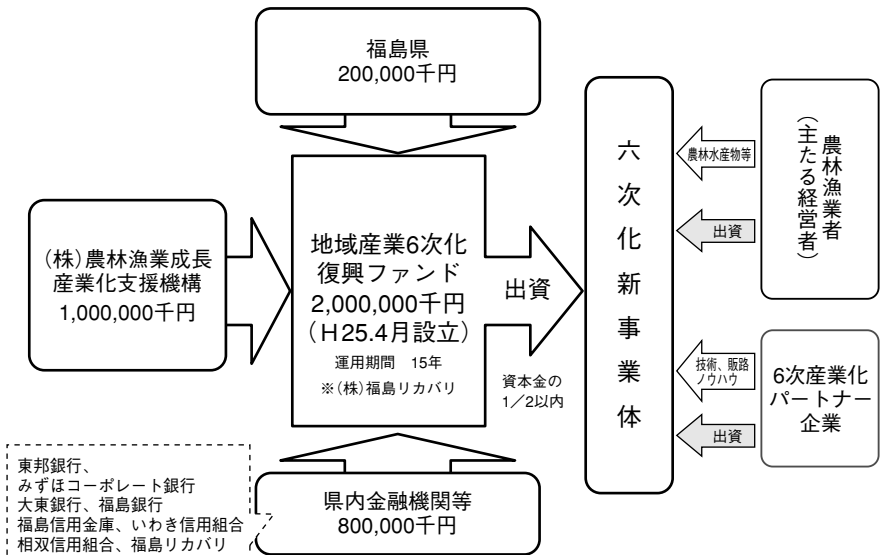
#### 4 民間の取組

民間の取組としては、銀行等の金融機関、証券会社、ファンド運営会社などがそれぞれ独自の取組を行っている。ここではファンド関連の取組について取り上げる。

##### (1) 大手銀行の取組

まず、大手銀行の取組として、「ふくしま成長産業育成ファンド」が挙げられる。同ファンドは、福島県への中小企業の誘致ならびに育成に特化した目的を有

図表 3-3 ふくしま地域産業 6 次化復興投資事業有限責任組合のスキーム

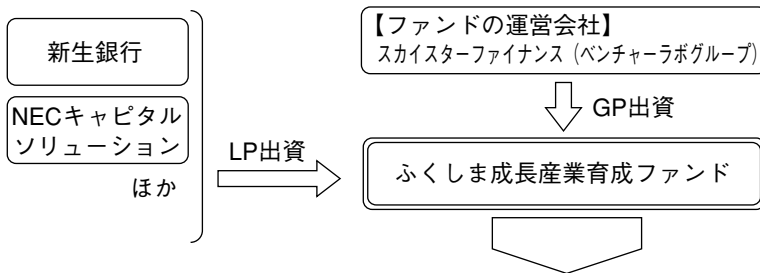


(出所) 福島県「ふくしま地域産業 6 次化復興ファンドに関する説明会の開催について」2013年 5 月 10日、<http://www.gjika.com/news/n2/1867.html>、参照。

し、新たに事業所を設置する企業などに対する成長資金の供給（エ  
 クイティ投資）を行う目的で、二〇一二年一〇月三日に設立された。  
 総額は、一〇億六〇〇〇万円で、新生銀行がNECキャピタルソリ  
 ューションほかとともに有限責任組合員として出資している。また、  
 ファンドの運営は、ベンチャーラボ傘下のスカイスターファイナン  
 スである。さらに、新生銀行は同ファンドへの投資に加え、ベンチ  
 ャーラボグループとの協働による対象企業などへの資金提供にとど  
 まらない実践的な支援（ハンズオンなど）を通じて、県内産業の育  
 成と雇用の促進を目指し、同県の早期復興および経済発展を支援す  
 ることを表明している。その際、主な投資対象は、再生可能エネル  
 ギー分野、医療分野で、これらの分野に注力する方針である福島県  
 の復興・産業政策とのシナジー効果も目指すという。<sup>(23)</sup> ファンドのス  
 キームは、以下のとおりである。

同ファンドは、第一号の投資案件として、筑波大学発のベンチャ  
 ー企業、CYBERDYNE株式会社の株式の取得を二〇一二年一月  
 一五日に実施した。<sup>(24)</sup> 今後は、再生可能エネルギーや医療分野への投  
 資に注力し、地域の再生に貢献することを目指している。

図表 4-1 ふくしま成長産業育成ファンドのスキーム



福島県内の中堅・中小企業・福島県で新たに事業所を設置する企業など

(出所) 新生銀行「『ふくしま成長産業育成ファンド』への投資について」2012年10月12日、[http://www.shinseibank.com/investors/common/news/pdf/pdf2012/121012fukushima\\_fund\\_j.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E6%88%90%E9%95%B7%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%82%B2%E6%88%90%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%96%B0%E7%94%9F%E9%8A%80%E8%A1%8C](http://www.shinseibank.com/investors/common/news/pdf/pdf2012/121012fukushima_fund_j.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E6%88%90%E9%95%B7%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%82%B2%E6%88%90%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%96%B0%E7%94%9F%E9%8A%80%E8%A1%8C)

## (2) 大手証券の取組

大手証券グループは、震災後復興支援を目的とするファンド組成を行っている。

野村アセットマネジメントは、二〇一一年四月八日「東日本大震災復興支援債券ファンド」の設定を発表し、五月一七日五一八億二七七万円で信託設定した。これは、東日本大震災からの復興に寄与すると考えられる政府機関、地方公共団体および企業の発行する債券を含む国内債券および国債に投資するもので、受け取った信託報酬の一部（ファンドの日々の純資産総額に対し年率〇・二％程度）を震災の復興支援目的に寄付することとしている。<sup>(25)</sup>なお、同ファンドのマザーファンドの投資信託財産総額（評価額）は約三一三億円、組入比率は、国債一・二％、地方債一五・二％、特殊債一九・七％、普通社債六三・二％であり、主な公社債の組入銘柄は、地方債一四銘柄のうち、宮城県一九・八億円（五銘柄）、福島県一八・一億円（三銘柄）、特殊債九銘柄（六発行体）のうち東日本高速道路一八・〇億円（四銘柄）、政策投資銀行七・四億円（一銘柄）、住宅金融支援機構三・二億円（一銘柄）、普通社債六三・三億円（三九発行体）のうち東北電力一七・九億円（六銘柄）、トヨタファイナンス一四・八億円（二銘柄）、J-R東日本一五・五億円（三銘柄）、N-TT二一・五億円（三銘柄）などとなっている。<sup>(26)</sup>

他方、大和証券グループは、前述の東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合の運用を同グループ傘下の大和企業投資が担当している以外に、二〇一一年四月二二日「ダイワ・ニッポン応援ファンドVol.3」フェニックスジャパン」の信託報酬の一部（販売会社の代理事務手数料率〇・七二％の半分の〇・三六％）を東日本震災復興支援に寄付する取組を発表した。ただし、ファンドの組入銘柄は、復興支援関連を対象とするものではなく、成長を目指す企業となっている。<sup>(27)</sup>

また、日興アセットマネジメントは、二〇一一年四月一四日、同社が運用する投資信託「ふるさと紀行二〇二

○（正式名称・日本公共債ファンド二〇二〇）から同社が受けとる委託者報酬のすべてと、一部の日本株投信の委託者報酬の五〇％に相当する額を支援金とすることを決定すると発表した。<sup>(28)</sup>ただし、これらのファンドは、必ずしも復興支援関連を対象とするものではない。

### （3）地方銀行の取組

地方銀行の取組としては、東邦銀行が日本政策投資銀行と共同出資した「ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合」（以下「ふくしま応援ファンド」）が挙げられる。同ファンドは、東日本大震災や原発事故等により直接又は間接的に被災した企業に対し、劣後ローンや優先株等を活用したニューマネーを提供することで、本格復興まで継続的に支援することを目的とした復興ファンドであり、二〇一一年八月三日に設立された。ファンドの規模は五〇億円、運営者は東北復興パートナーズ、期間存続期間一〇年（ただし、五年以内の延長を行うこともある）、投資期間三年（ただし、二年以内の延長を行うこともある）<sup>(29)</sup>となっている。ファンドのスキームは、以下のとおりである。

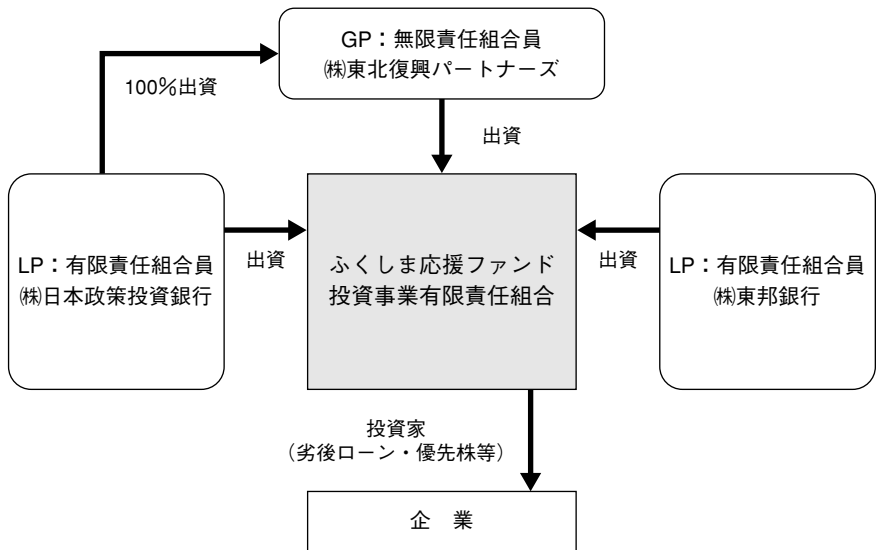
なお、同ファンドの第一号案件は、株式会社ダイユーエイト（本社・福島市）であり、同社は、福島県を中心に宮城県・山形県・新潟県・栃木県・茨城県において、ホームセンター等六七店舗を経営していたが、震災の影響により一部店舗が営業休止となるものの、復旧・復興に不可欠な生活必需品等の安定供給に、グループをあげて取り組んでおり、同ファンドは投融資の実行を決定した。<sup>(30)</sup>これ以外には、投資案件としては、常磐興産（福島県いわき市、スバリゾートハワイアンズを中核事業とする東証一部上場企業）、融資案件としては栄楽館（福島県郡山市、国際観光旅館経営）、木村管工（福島県双葉郡、配管等工事業者）、いわき市観光物産センター（福島



県いわき市、観光施設「ら・ら・ミユウ」運営）、末廣酒造（福島県会津若松市、清酒蔵元）融資、青木商店（福島県郡山市、フルーツ加工・販売）、トーニチ（福島県福島市、冷凍デザート類の製造・販売事業者）、さらに坪井病院（福島県郡山市、医療機関）に対しては資本性劣後ローンおよびシニアローンを提供している<sup>(3)</sup>。

地方銀行と日本政策投資銀行とが連携したファンドとしては、ふくしま応援ファンド以外に、岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合（二〇一一年八月三日設立、総額五〇億円、無限責任組合員…東北復興パートナーズ、有限責任組合員…日本政策投資銀行・岩手銀行）、みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合（二〇一一年八月三十一日設立、総額五〇億円、無限責任組合員…東北復興パートナーズ、有限責任組合員…日本政策投資銀行・七十七銀行）、いばらき絆投資事業有限責任組合（二〇一一年九月三〇日設立、総額五〇億円、無限責任組合員…SFJパートナーズ（日本政策投資銀行の一〇〇%子会社）、有限責任組合員…日本政策投

図表 4-2 ふくしま応援ファンドのスキーム



(出所) 東邦銀行「株式会社日本政策投資銀行との共同による東日本大震災復興ファンドの組成について」2011年8月2日、参照。http://www.tohobank.co.jp/release/date/23-0802.html

資銀行・常陽銀行）などがあり、それらのスキームはほぼ同じである。

#### (4) 信金・信組の取組

信金中央金庫は、二〇一一年二月一九日、東日本大震災からの復興支援の一環として、被災地域で再生に取り組み中小企業を支援するためのファンド「投資事業有限責任組合しんさんの絆」を設立した。同ファンドの出資規模は五〇億円以内、有限責任組合員として信金中央金庫が出資し、ファンドの運営は、信金キャピタル株式会社（信金中央金庫の一〇〇％子会社）が行う。ファンドの存続期間は二二年間（必要に応じ最大三年間の延長を行うこともある）で、投資先は、東北三県（岩手県、宮城県、福島県）を中心として、東日本大震災の被災地域に所在する信用金庫取引先の中小企業であり、投資形態は劣後ローン、優先株式等となっている。同ファンドの特徴は、被災地域の中小企業に対して、信用金庫が従来からの取引関係を維持したまま、継続的な支援を行うことが可能となるよう、資本金を直接供給するスキームを有していることである。これにより信用金庫業界の強みであるネットワークを活用し、全国の信用金庫が有する企業再生の実務的なスキル・ノウハウの提供や取引先の紹介などの経営支援を行う<sup>(32)</sup>。ファンドのスキームは、図表4-3の通りである。

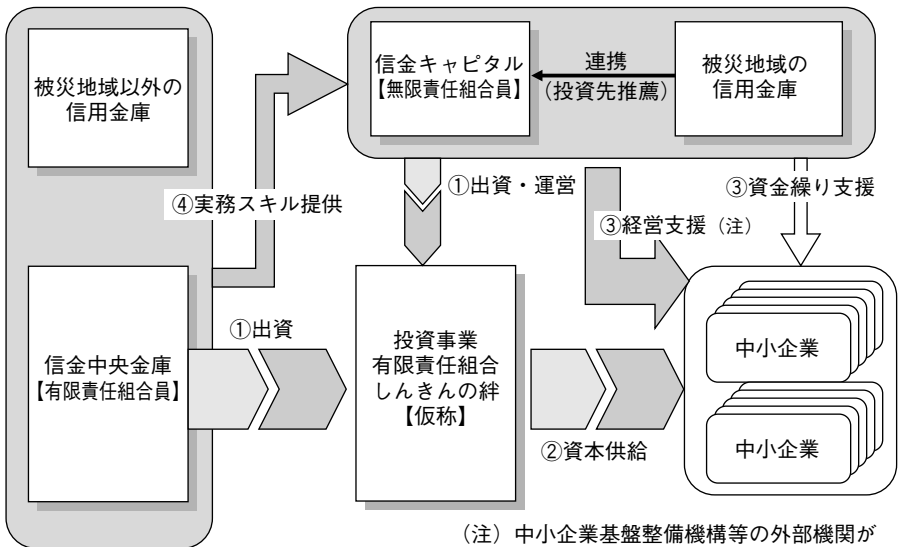
なお、ファンドの運用状況は、信金毎に、宮古信用金庫一先（ガス業）、杜の都信用金庫二先（運輸業、食料製造業）、石巻信用金庫六先（運輸業、情報通信業、食料製造業、飲食業等）、仙南信用金庫二先（物品賃貸業、土石業）、気仙沼信用金庫二先（その他サービス業、食料製造業）、あぶくま信用金庫二先（食料製造業、土石業）、二本松信用金庫一先（食料製造業）の合計一六先となっている（二〇一二年一〇月五日現在<sup>(33)</sup>）。

(5) ファンド等の取組

まず、ミュージックセキユリティーズは、二〇一一年四月二五日、「セキユリテ被災地応援ファンド」を設立した。このファンドは、日本全国の個人から応援金（寄付）と出資金を組み合わせて資金を募り、復興に向けた直接的な事業費に充てるもので、一口一万円のうち、五〇〇〇円を応援金（寄付）、五〇〇〇円を出資金とする（別途、出資金に関してミュージックセキユリティーズの手数料五〇〇円/口<sup>(34)</sup>）。同ファンドは、被災企業の事業ごとに一ファンドが設定され、出資者は応援先企業のプロフィールを見て出資を行う点<sup>(35)</sup>が特徴である。なお、現時点での募集総額約一・三億円、調達金額一〇億円、参加人数二万七千五百一十名となっている。また、募集完了三四ファンド、募集中五ファンドである（二〇一三年九月二二日現在<sup>(36)</sup>）。

次に、東北共益投資基金は、二〇一一年一月二二日、一般社団法人として設立された。同基金は、公益社団法人 Civic Force からの寄付金二億円を含め、目標

図表 4-3 投資事業有限責任組合しんきんの絆のスキーム



(出所) 信金中央金庫「復興支援ファンド「しんきんの絆」の設立について」2011年11月4日、<http://www.shinkin-central-bank.jp/pdf/fukkousien2311.pdf#search=%E3%81%97%E3%82%93%E3%81%8D%E3%82%93%E3%81%AE%E7%B5%86>

総額五億円の寄付金を集めた上で、被災地に新しい地域経済を創る中核事業者（団体）への「共益投資」を積極的に行い、五年後をめどに地元資本をバトンタッチし、償還される資金を、震災支援を続けるNPO等に助成金として再投資する計画である。<sup>(37)</sup> なお、被災地企業への投資としては、一案件二プログラムが公表されており、内容は私募債引受または出資であり、大半の案件では経営アドバイザーの派遣などの支援を行っている。<sup>(38)</sup>

さらに、寄付を原資とした同様の取組としては、二〇一三年二月一四日、気仙沼市、気仙沼信用金庫、三菱商事復興支援財団が共同で設立した、気仙沼きぼう基金がある。これは、同財団が資金支援し、自立的経営を実現した気仙沼市内の事業者から、同財団が得る配当収入を同基金に寄付し、これを原資に同基金が地域産業へ再投資を行うというスキームである。<sup>(39)</sup>

#### まとめ

以上、本稿では東日本大震災復興支援関連のファンドの取組を概観した。震災後、政府、民間、官民など様々な主体によって、種々のファンドが設立・運営され、関係者の尽力が続けられていることは明らかである。しかし、筆者が現地で関係者にインタビューした限りでは、復興関連の金融支援が多数導入されたこともあり、これらの取組の内容や特徴などが必ずしも被災地域の事業者などに十分周知されていないようであり、今後はより周知性を高める工夫や仕組みが必要であろう。そのためには、情報プラットフォームのような仕組みも考えられる。さらに、情報が共有されることで、複数の金融スキームを組み合わせるような金融支援が容易になる可能性もある。

その上で、今後以下の点が検討課題として挙げられる。まず、これらの金融支援の取組が東日本大震災の復

旧・復興にとって、量的・質的に十分なものであるかどうかという点である。本稿で概観したように、被災地を対象とした様々な金融支援のスキームが導入されたが、東日本大震災からの復旧・復興には相当な資金が必要であり、その資金需要に十分に対応できるかどうかは必ずしも明確ではない。ただし、この点は、今後の復旧・復興の進展状況に大きく左右されるだろう。また、被災企業もそれぞれに個性があり、ファンドのスキームやマンパワーがそれに十分対応しているかどうかにも検討すべき課題である。さらに、東日本大震災では、地域経済全体が多大なダメージを被っており、地域の面的な再生も大きな課題である。

事業再生は、比喩として、砂漠に行き倒れた旅人の救済に似ているといわれる。つまり、行き倒れになった旅人を助けるには、①水分補給、②栄養補給、③荷物の軽減、④適切な進路提示が不可欠であり、どれを欠いても窮境から抜け出せないように、事業再生においても①短期資金供給、②資本増強、③負債軽減、④事業計画策定が不可欠である。東日本大震災被災地域においては、単に金融スキームの充実だけでなく、被災地域全体の長期的かつ持続可能な復旧・復興プランが求められる。

\*本稿を作成するにあたり、金融庁・石田晋也氏、同・梶原耕太郎氏、中小企業基盤整備機構・豆谷篤氏、同・齋藤睦樹氏、ふくしま成長育成ファンド・吉田正氏、地域共創ネットワーク・坂本忠弘氏、東北共益投資基金・吉田哲也氏、ミュージックセキユリティーズ・小松真実氏、同・神谷亘氏、福島県中小企業再生支援協議会・天野次宣氏、福島県産業復興相談センター・佐藤和夫氏、同・高橋和弘氏、そのほか関係者各位から貴重なご教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

注

- (1) 復興庁「復興の現状と取組」二〇一三年七月二日 [http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/20130704\\_sankoo1.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/20130704_sankoo1.pdf)  
なお、数字は二〇一三年六月一〇日現在。
- (2) 復興庁「東日本大震災における被害額の推計について」二〇一一年六月二十四日 <http://www.housai.go.jp/2011daishinsai/pdf/110624-1kisyu.pdf#search=%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD+%E8%A2%AB%E5%AF%B3%E9%A1%8D+%E6%8E%A8%E8%A8%88>
- (3) 復興庁、前掲、なお、数字は二〇一三年六月六日現在。
- (4) 復興庁、前掲、なお、防災集団移転促進事業とは、移転を伴う再建であり、被災宅地の公的買い上げと高台への移転を指す。土地区画整理事業とは、地盤の嵩上げを基本とした現地での再建であり、区画を整え、住宅地・公共施設を整備することに加え、地盤を嵩上げする事業である。災害公営住宅整備事業とは、住宅取得困難者に対して公営住宅を整備する事業を指す。
- (5) 「東日本震災二年半 街再建は遅い歩み」『朝日新聞』二〇一三年九月二日、二八面、など。
- (6) 環境省除染情報サイト「現行の除染計画等について 市町村除染の進捗状況」による。なお、ここでの割合は、実績割合（実績数／予定数）である。 <http://josen.env.go.jp/zone/index.html>
- (7) 首相官邸HP「野田内閣総理大臣記者会見」二〇一一年二月一六日。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2011/1216kaiken.html>
- (8) 内閣官房「東日本大震災における「二重債務問題への対応方針」について」(二〇一一年六月一七日)

<http://www.cas.go.jp/siryou/nijusaimuhtrnl>

- (9) いわゆる「二重債務問題」については、様々な定義があるが、ここでは「既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等の問題」としている。また、二重債務問題を対象とした研究として、内田浩史・植杉威一郎・小野有人・細野薫・宮川大介「経済学的視点から見た二重債務問題」『金融経済研究』第三四号、二〇一二年四月、参照。  
<http://www.jismeweb.org/kinyu/pdf/journal/full-paper-34jp-uchida.pdf#search=%E6%94%BF%E5%BA%9C+%E4%BA%8C%E9%87%8D%E5%82%B5%E5%8B%99%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E6%96%B9%E9%87%9D>
- (10) 「三党合意」の内容は、以下参照。  
<http://www.dpi.or.jp/article/100409/%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E3%82%92%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E3%80%80%E8%A2%AB%E7%81%BD%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E3%81%AE%E4%BA%8C%E9%87%8D%E5%82%B5%E5%8B%99%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%82%92%E7%BC%93%E5%85%9A%E5%90%88%E6%84%8F>

- (11) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の審議過程については、藤井一哉「二重債務問題の解決策構築に向けた国会論議―株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案―」『立法と調査』No. 三三二、二〇一一年一〇月、に詳しい。また、同法の内容については、滝川雄一「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」の概要」『金融法務事情』No. 一九三九、二〇一二年二月一〇日、に詳しい。

- (12) 産業復興機構の根拠法は、以下である。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成十一年八月十三日法律第百三十一号）第四十七条「独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するた

- め、投資事業有限責任組合（事業再構築、経営資源再活用、資源生産性革新及び中小企業承継事業再生を行う事業者）に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。第七十二条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。）であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。」
- (13) 「復興核心を聞く(3) 支援相談、心理的な壁―震災支援機構専務荒波辰也氏」『日本経済新聞』（地方経済面 東北）、二〇一三年三月一日、参照。
- (14) 中小企業基盤整備機構「ふくしま産業応援ファンド（福島県）の概要」二〇一〇年八月二〇日、[http://www.snmj.go.jp/keiei/dbps\\_data/\\_material/\\_common/chushou/b\\_keiei/chikishigen/pdf/fukushima\\_gaiyou.pdf](http://www.snmj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/chikishigen/pdf/fukushima_gaiyou.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E7%94%A3%E6%A5%AD%E5%BF%9C%E6%8F%B4%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89) 参照。
- (15) 中小企業基盤整備機構「ふくしま農商工連携ファンド（福島県）の概要」二〇一〇年八月二〇日、[http://www.snmj.go.jp/keiei/dbps\\_data/\\_material/\\_common/chushou/b\\_keiei/chikishigen/pdf/fukushima\\_nsk\\_gaiyou.pdf](http://www.snmj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/chikishigen/pdf/fukushima_nsk_gaiyou.pdf) 参照。
- (16) うつくしま未来ファンドの設立は、東日本大震災発生以前であり、厳密には震災復興支援を目的として設立されたファンドとは言えないが、福島県下の中小企業再生を目的としており、復興支援の役割が期待されるため、ここに取りあげた。
- (17) あおぞら銀行「東北地域初の中小企業再生官民ファンド「うつくしま未来ファンド」の組成について」二〇一〇年五月二四日、参照。  
[http://www.aozorabank.co.jp/about/newsrelease/2010/article/10052401\\_r.html](http://www.aozorabank.co.jp/about/newsrelease/2010/article/10052401_r.html)
- (18) 東邦銀行「東邦銀行における事業再生支援」二〇一二年二月十七日、一七ページ、参照。



[http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2012/data/re1121226a4.pdf#search=%E3%81%86%E3%81%A4%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BF%E6%9C%A4%E6%9D%A5%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2012/data/re1121226a4.pdf#search=%E3%81%86%E3%81%A4%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BF%E6%9C%A4%E6%9D%A5%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89)

(19) 中小企業基盤整備機構「中小企業成長支援ファンド『東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合』の組成

について」二〇一二年一月三十一日、[http://www.smrj.go.jp/fund/chosa\\_joho/press/064868.html](http://www.smrj.go.jp/fund/chosa_joho/press/064868.html)および東邦銀行「東日本大震災中小企業復興支援ファンドへの出資について」二〇一二年六月二十九日、[http://www.tohobank.co.jp/release/date/24-0629\\_2.html](http://www.tohobank.co.jp/release/date/24-0629_2.html) 参照。

(20) 七十七銀行「東日本大震災中小企業復興支援ファンドにおける第一号投資決定について（株式会社マルヤ五洋水産）」二〇一二年三月二十八日、[http://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/1203280\\_mry.pdf#search=%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD%E4%B8%AD%E5%B0%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E5%BE%A9%E8%88%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%9C%89%E9%99%90%E8%B2%AC%E4%B8%BB%E7%B5%84%E5%90%88](http://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/1203280_mry.pdf#search=%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD%E4%B8%AD%E5%B0%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E5%BE%A9%E8%88%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%9C%89%E9%99%90%E8%B2%AC%E4%B8%BB%E7%B5%84%E5%90%88)および大和企業投資「東日本大震災中小企業復興支援ファンドにおける投資決定のお知らせ」二〇一二年三月二十八日、<http://www.daiwa-grp.jp/data/current/press-3143-attachment.pdf#search=%E5%B2%A9%E6%89%8B%E9%8A%80%E8%A1%8C+%E5%AF%8C%E5%A3%AB%E5%B7%A5%E6%A5%AD>参照。なお、後者のプレスリリースによれば、株式会社富士工業は、プレス加工および金型の製造を行っており、携帯電話用コネクタ端子（電子回路を結ぶ接続部品）を主要製品としている。東日本大震災により、岩手県宮古市に所在した主力工場が全壊し、製造設備も流失する被害を蒙ったが、グループ補助金の活用等により新宮古工場を再建し、二〇一二年三月より操業を再開している。また、株式会社マルヤ五洋水産は、南三陸産のアワビ、メカブ等を取扱う水産加工業者である。活アワビの取扱高は国内有数で全国の卸市場に供給しており、乾燥アワビは、

高品質な加工技術に裏打ちされ、「五星牌」のブランドで国内外において高い評価を獲得している。東日本大震災により、活アワビの畜養場、メカブ加工工場等が被災し、商品の他、工場設備の流失被害を蒙ったが、懸命な復旧の取り組みにより、二〇一二年一月から活アワビの仕入れ・市場への供給を再開している。

(21) 福島県「ふくしま地域産業六次化復興ファンド」に関する説明会の開催について「二〇一三年五月一〇日、<http://www.6jika.com/news/n2/1867.html>」参照。

(22) 『日本農業新聞』二〇一三年六月四日、参照。

(23) 新生銀行『「ふくしま成長産業育成ファンド」への投資について』二〇一二年一〇月二二日、[http://www.shinseibank.com/investors/common/news/pdf/pdf2012/121012fukushima\\_fund\\_j.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E6%88%90%E9%95%B7%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%82%B2%E6%88%90%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%96%B0%E7%94%9F%E9%8A%80%E8%A1%8C](http://www.shinseibank.com/investors/common/news/pdf/pdf2012/121012fukushima_fund_j.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E6%88%90%E9%95%B7%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%82%B2%E6%88%90%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%96%B0%E7%94%9F%E9%8A%80%E8%A1%8C)参照。

(24) 新生銀行『「ふくしま成長産業育成ファンド」第一号案件の実行について』二〇一二年二月二八日、[http://www.shinseibank.com/investors/common/news/pdf/pdf2012/121228fukushima\\_fund\\_j.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E6%88%90%E9%95%B7%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%82%B2%E6%88%90%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%96%B0%E7%94%9F%E9%8A%80%E8%A1%8C](http://www.shinseibank.com/investors/common/news/pdf/pdf2012/121228fukushima_fund_j.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E6%88%90%E9%95%B7%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%82%B2%E6%88%90%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%96%B0%E7%94%9F%E9%8A%80%E8%A1%8C)参照。なお、同プレスリリースによると、CYBERDYNE社は、筑波大学システム情報系の研究成果の実用化を目的に、つくば市に平成一六年六月に設立されたベンチャー企業で、その研究成果のひとつであるロボットスーツ「HAL」®の研究開発・製造・販売に取り組んでいる。同社では、東日本大震災後の平成二三年一月に福島県の地域振興の一環として福島県郡山市に新たな事業所を開設しており、その後も特に製品開発面において同事業所の業容を積極的に拡大している。

とから、ふくしま成長産業育成ファンドは、同県の復興への寄与が期待されるとして、同社を投資対象として選定したとのことである。ふくしま成長産業育成ファンドでは、CYBERDYNE社の株式取得を通じて同社への実践的な支援を通じてCYBERDYNE社の事業展開への貢献を目指すこととしている。

- (25) 野村アセットマネジメントのプレスリリース、<http://www.nomura-am.co.jp/corporate/press/>、参照。また、これらのリリースによれば、第一～四期（半年）の寄付金額は、それぞれ四五〇〇万円、四九〇〇万円、三八〇〇万円、三三〇〇万円であり、寄付先は青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、仙台市のほか震災孤児の生活・学業支援を行う基金等である。

- (26) 野村アセットマネジメント「東日本復興支援債券ファンド一〇五第四期（二〇一三年五月七日決算）運用報告書」および「東日本復興支援債券マザーファンド 第二期（二〇一二年五月八日～二〇一三年五月七日）運用報告書」、[http://www.nomura-am.co.jp/fund/annual\\_gen/R1132043.pdf](http://www.nomura-am.co.jp/fund/annual_gen/R1132043.pdf)、参照。

- (27) 大和証券株式会社・大和証券キャピタル・マーケット株式会社「ダイワ・ニッポン応援ファンドVol.3」フェニックスジャパン」東日本大震災復興支援に信託報酬の一部を寄付」二〇一一年四月二二日、参照。寄付先は、認定特定非営利活動法人日本NPOセンター（以下、日本NPOセンター）の「東日本大震災現地NPO応援基金（特定助成）」であり、同基金を通じて災害孤児、障がい者、難病患者や高齢者、生活困窮者などの災害弱者や安心・安全な暮らしづくりにかかわる現地NPOとそのスタッフを助成し、被災された皆様の生活再建を応援する。具体的な助成先については、毎年公募の中から「特定助成選考委員会」が決定し、日本NPOセンターのホームページ等を通して、随時公表する。<http://www.daiwa-grp.jp/data/current/press-2980-attachment.pdf>、参照。

なお、直近の運用報告書によると、寄付金額は、一年目約七七一四万円、二年目約四九八七万円である。<http://www>.

[daiwa.jp/products/fund/phoenix\\_japan/leaflet.pdf](http://daiwa.jp/products/fund/phoenix_japan/leaflet.pdf) 参照。

- (28) 日興アセットマネジメント「『ふなもと紀行』二〇二〇』などの委託者報酬を震災復興の支援に」二〇一一年四月一四日、参照。これによると、対象ファンドの現在の純資産総額をベースにした場合、支援金合計は二〇〇万円程度となる見込みであり、この支援金で、復興応援プロジェクト「東日本の子どもたちと歩もうプロジェクト」を開始する。  
<http://www.news2unet/releases/84177> 参照。同プロジェクトの活動については、<http://www.news2unet/releases/98685> 参照。
- (29) 東邦銀行「株式会社日本政策投資銀行との共同による東日本大震災復興ファンドの組成について」二〇一一年八月二日、参照。  
<http://www.tohobank.co.jp/release/date/23-0802.html>
- (30) 東邦銀行および日本政策投資銀行（株）東邦銀行と（株）日本政策投資銀行との共同による東日本大震災復興ファンドにおける第二号案件の投融資決定について」二〇一一年二〇月二二日、参照。  
<http://www.tohobank.co.jp/release/date/23-1031.pdf#search=%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%97%E3%81%BE%E5%BF%9C%E6%8F%B4%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%B3%E3%83%89%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%9C%89%E9%99%60%E8%B2%AC%E4%BB%E7%B5%84%E5%90%88+%E7%AC%A1%E5%8F%B7%E6%A1%88%E4%BB%B6>
- (31) 東邦銀行および日本政策投資銀行発表の各案件に関するプレスリリースによる。
- (32) 信金中央金庫「復興支援ファンド「しんきんの絆」の設立について」二〇一一年一月四日、<http://www.shinkin-central.bank.jp/pdf/fukukousien2311.pdf#search=%E3%81%97%E3%82%93%E3%81%8D%E3%82%93%E3%81%AF%E7%>

- B5%86” および、信金中央金庫「復興支援ファンド「しんきんの絆」の運営状況について」二〇一二年一〇月五日、<http://www.shinkin-central-bank.jp/pdf/kizuna241005.pdf#search=%E3%81%97%E3%82%93%E3%81%8D%E3%82%93%E3%81%A%E7%B5%86>” 参照。
- (33) 前掲、信金中央金庫「復興支援ファンド「しんきんの絆」の運営状況について」、参照。
- (34) ミュージックセキュリティーズ「被災企業応援『セキュリティ被災地応援ファンド』立ち上げのお知らせ」二〇一一年四月二二日、[http://www.musicsecurities.com/blog/community\\_news.php?ba=b10820a30501](http://www.musicsecurities.com/blog/community_news.php?ba=b10820a30501)” 参照。
- (35) ミュージックセキュリティーズのHPでは、応援先企業からの感謝の言葉が多数寄せられている。例えば、その一社である株式会社斉吉商店（宮城県気仙沼市）からは、「本当に言葉で言い尽くせないほどの有難さです。応援いただくお一人お一人と復興のお約束ができ、さらはずっとお励ましをいただいています。間違いなく大きな力をいただいています」というお礼のコメントが寄せられている。
- (36) ミュージックセキュリティーズHP、<http://oensecure.jp/>” 参照。
- (37) 東北共益投資基金HP、<http://www.kyoueki.jp/information/information-16.html>” 参照。
- (38) 東北共益投資基金「宮城県石巻市の事業者による太陽光発電事業『再生の街プロジェクト』を支援」二〇一三年七月一日、<http://www.kyoueki.jp/information/docs/20130705B9%B47%E6%9C%881%E6%97%A5%E3%83%97%E3%83%AC%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%B9.pdf>” 参照。
- (39) 三菱商事復興支援財団「『気仙沼きぼう基金』の設立について」二〇一三年二月一四日、<http://www.mitsubishicorp-foundation.org/press/2013021401.html>” 参照。

(まじお じゅんすけ・客員研究員)